

# 令和6年度府中市森づくり事業募集要項 (人工林対策)

## 1 趣旨

府中市では、ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）の規定による県民税を活用し、森林の機能が十分発揮される森づくりや森林を市民で守り育てる意識の醸成を図るため、別表に定める事業を実施することとしています。

この事業を推進するために、令和6年度においては、人工林対策事業（環境貢献林対策事業）について森林所有者等の事業実施要望を募集します。

## 2 募集事業

次の事業内容により募集します。

### 人工林対策事業（別表1 環境貢献林対策事業「人工林健全化等」）

府中市内の森林におけるスギ、ヒノキの人工林のうち、15年以上手入れがなされず放置され緊急に間伐を要する16年以上の森林（原則山腹傾斜20度以上かつ保全対象から250m未満の森林）等を対象に、森林所有者等の事業実施要望を募集するものです。

また、今回の事業により整備される人工林については、森林所有者と市との間で10年間の皆伐制限、森林以外への転用禁止や森林体験活動の使用への協力などを内容とする協定の締結を事業実施の条件とし、該当森林の私権に一定の制限を設けることにより、環境貢献林として森林の公益的な働きを継続的に維持するとともに、森林の体験活動などの関係事業の推進に所有森林を提供することなどに協力して頂きます。

なお、事業に必要な費用は、広島県知事が別に定める標準経費を上限としますが、事業内容によっては、1ヘクタール当たり1万円を森林所有者に負担して頂きます。

なお、事業内容等の詳細については別表をご覧ください。

## 3 事業の応募について

### (1) 応募資格

応募者の資格は、次のとおりとします。

#### (ア) 事業実施要望（別表①環境貢献林対策事業）

- ① 森林所有者
- ② 認定事業主

### (2) 事業応募様式

応募する事業実施要望・計画書の様式等については、下記事業区分に従い、別記様式第1～2号のとおりとします。

人工林対策事業・・・様式第1号、第2号その1

### (3) 事業期間

令和7年3月31日（月）までに完了するものとします。

### (4) 補助の対象となる事業内容及び補助率等

補助の対象となる事業内容及び補助率等は別表のとおりとします。

(5) 応募期限、提出場所及び提出部数

(ア) 応募期限

令和6年6月21日(金)までとします。

(イ) 提出場所

応募期間中に府中市農林課、広島県東部森林組合及び甲奴郡森林組合に提出願います。

(ウ) 提出部数

1部とします。

(6) 事業の選定方法等

提出された事業実施要望は、「府中市森づくり事業協議会」にて内容等を審査し、採択事業を選定します。

(7) 事業の実施に関わる事項

(ア) 事業実施要望が採択された事業実施主体者が事業を実施する場合は、当該事業年度において補助金の交付申請が必要です。

(イ) 事業の実施を通じて発生する知的財産権は応募者に帰属しますが、市が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合に、市に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾いただくことが必要です。

#### 4 事業内容の公開

採択された事業内容は公開を原則とします。

なお、知的財産権に係る内容の公開については、応募者の許諾を得ることとします。

#### 5 事業実施要望・計画書の提出先及び問い合わせ先

事業実施要望の提出先及び募集等についてのお問い合わせは府中市農林課までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

〒726-8601 府中市府川町 315 番地

府中市 農林課 農林整備係

電話 0847-44-9159

別表 1 (環境貢献林整備事業)

区分	事業名	事業実施主体	事業内容	対象経費	補助(交付)率
補助金	環境貢献林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者</li> <li>・ 認定事業者 (※注 1)</li> </ul>	<p>手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐、被害木の伐倒整理等整理等を行う。</p>	<p>事業実施主体者が次の事業を行うのに要する経費</p> <p><b>(1)人工林健全化</b> 林内の下層植生を回復させるため 30%以上の間伐に要する経費</p> <p><b>(2)針広混交林化</b> 針広混交林等への天然更新を誘導するため 40%以上の間伐に要する経費</p> <p><b>(3)被害木の処理</b> 被害木の伐倒及び整理に要する経費</p> <p><b>(4)森林作業道の整備</b> (1)～(3)の作業を行なうために必要な森林作業道の開設及び補修に要する経費</p> <p><b>(5)簡易な木製構造物の設置</b> (1)～(3)の施業地において、土砂流出及び地表侵食の防止のために必要な簡易な木製構造物の設置に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>事業に要する経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額から(1)及び(2)の実施面積に1万円を乗じた金額を減じた額</p>

※注 1 : 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成 8 年法律第 45 号) に基づき知事の認定を受けた認定事業者